

改正 令和 年 月 日 原規技発第 号 原子力規制委員会決定

原子力発電所の竜巻影響評価ガイド等の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 年 月 日

原子力規制委員会

原子力発電所の竜巻影響評価ガイド等の一部を改正する規程

次の各号に掲げる規程の一部を、それぞれ当該各号に定める表により改正する。

- (1) 原子力発電所の竜巻影響評価ガイド（原規技発第 13061911 号） 別表第 1
- (2) 原子力発電所の内部溢水影響評価ガイド（原規技発第 13061913 号） 別表第 2
- (3) 耐震設計に係る設工認審査ガイド（原管地発第 1306195 号） 別表第 3
- (4) 耐津波設計に係る設工認審査ガイド（原管地発第 1306196 号） 別表第 4
- (5) 原子力発電所敷地内での輸送・貯蔵兼用乾式キャスクによる使用済燃料の貯蔵に関する審査ガイド（原規技発第 1903131 号） 別表第 5
- (6) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づく使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイド（原規規発第 1912257 号-7） 別表第 6
- (7) 建物・構築物の免震構造に関する審査ガイド（原規技発第 2202246 号） 別表第 7

附 則

この規程は、令和 年 月 日から施行する。

(案)

別表第1 原子力発電所の竜巻影響評価ガイド 新旧対照表

(下線部分は改正部分)

[illegible]

(案)

<u>JSME S NC1-2020</u> ・ (略) ・ 日本機械学会：発電用原子力設備規格 材料規格 (2020 年版) JSME <u>S NJ1-2020</u> ・ (略) ・ (略) ・ (略) ・ (略) ・ (略) ・ (略) (2) (略) 1.4 (略)	・ (略) (新設) ・ (略) ・ (略) ・ (略) ・ (略) ・ (略) ・ (略) (2) (略) 1.4 (略)
--	---

別表第2 原子力発電所の内部洪水影響評価ガイド 新旧対照表

(下線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
1. 総則 原子力発電所における安全上重要な設備は、多重性、多様性を確保するとともに、適切な裕度をもって設計され、適切に維持管理されるなど損傷防止上の配慮がなされている。 また、安全上重要な設備は、一般的に床から比較的高い位置に設置されていること、万一漏えいが発生した場合でも建屋最下層に設置されたサンプに集められ、ポンプにより排水するなど、洪水事象に対する配慮	1. 総則 原子力発電所における安全上重要な設備は、多重性、多様性を確保するとともに、適切な裕度をもって設計され、適切に維持管理されるなど損傷防止上の配慮がなされている。 また、安全上重要な設備は、一般的に床から比較的高い位置に設置されていること、万一漏えいが発生した場合でも建屋最下層に設置されたサンプに集められ、ポンプにより排水するなど、洪水事象に対する配慮

(案)

がなされた設計としている。

本評価ガイドは、原子力発電所内で発生する溢水に対し、原子炉施設の安全性を損なうことのないことを評価するものである。

ここで、考慮する溢水源は、原子炉格納容器内、及び原子炉格納容器外での溢水（施設内の配管、機器の破断、火災時の消火散水等）と建屋外での溢水（屋外タンク、貯水池）を対象にする。

1.1・1.2 （略）

1.3 関連法規

本評価ガイドは、以下の法令を参考としている。

(1) ～ (9) （略）

また、本評価ガイドは、以下の審査指針等を参考としている。

(1) ～ (4) （略）

なお、本評価ガイドは、以下の民間規格を参考としている。

(1) ～ (4) （略）

(5) 日本機械学会「発電用原子力設備規格 設計・建設規格」(JSME S NC1-2020)

(6) （略）

その他、事業者が自主的に使用する民間規格・基準類（例 社団法人日本電気協会が発行している電気技術規程（JEAC）、電気技術指針（JEAG））

がなされた設計としている。

本評価ガイドは、原子力発電所内で発生する溢水に対し、原子炉施設の安全性を損なうことのないことを評価するものである。

ここで、考慮する溢水源は、原子炉格納容器内、及び原子炉格納容器外での溢水（施設内の配管、機器の破断、火災時の消火散水等）と建屋外での溢水（屋外タンク、貯水池）を対象にする。

1.1・1.2 （略）

1.3 関連法規

本評価ガイドは、以下の法令を参考としている。

(1) ～ (9) （略）

また、本評価ガイドは、以下の審査指針等を参考としている。

(1) ～ (4) （略）

なお、本評価ガイドは、以下の民間規格を参考としている。

(1) ～ (4) （略）

(新設)

(5) （略）

その他、事業者が自主的に使用する民間規格・基準類（例 社団法人日本電気協会が発行している電気技術規程（JEAC）、電気技術指針（JEAG））

(案)

1.4 (略)

附属書A

流体を内包する配管の破損による溢水の詳細評価手法について

1. (略)

2. 流体を内包する配管の破損による溢水の詳細評価例

2.1 運転中に発生する応力に基づく評価法

2.1.1 高エネルギー配管

評価部位において、以下のいずれかの条件を満足すれば、完全全周破断を想定する必要は無い。ただし、2.2項に定める減肉、腐食又は疲労による破損想定について別途考慮する。

(a) (略)

(b) 原子炉冷却材圧力バウンダリ及び原子炉格納容器バウンダリの配管にあっては、以下のとおり。

(i) クラス1配管にあっては、以下の①、②及び③の条件を満足すること。

(以下、この附属書で用いる計算式等の記号は、日本機械学会「発電用原子力設備規格設計・建設規格 (JSME S NC1-2005/2007)」、日本機械学会「発電用原子力設備規格 設計・建設規格」(JSME S NC1-2012) 又は 日本機械学会「発電用原子力設備規格 設計・建設規格」(JSME S NC1-2020) による。)

①～③ (略)

1.4 (略)

附属書A

流体を内包する配管の破損による溢水の詳細評価手法について

1. (略)

2. 流体を内包する配管の破損による溢水の詳細評価例

2.1 運転中に発生する応力に基づく評価法

2.1.1 高エネルギー配管

評価部位において、以下のいずれかの条件を満足すれば、完全全周破断を想定する必要は無い。ただし、2.2項に定める減肉、腐食又は疲労による破損想定について別途考慮する。

(a) (略)

(b) 原子炉冷却材圧力バウンダリ及び原子炉格納容器バウンダリの配管にあっては、以下のとおり。

(i) クラス1配管にあっては、以下の①、②及び③の条件を満足すること。

(以下、この附属書で用いる計算式等の記号は、日本機械学会「発電用原子力設備規格設計・建設規格 (JSME S NC1-2005/2007)」又は日本機械学会「発電用原子力設備規格 設計・建設規格」(JSME S NC1-2012) による。)

①～③ (略)

(案)

(i i) (略)	(i i) (略)
(c) (略)	(c) (略)
2 . 1 . 2 (略)	2 . 1 . 2 (略)
2 . 2 (略)	2 . 2 (略)

別表第3 耐震設計に係る設工認審査ガイド 新旧対照表

(下線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
1. 総則 1.1・1.2 (略) 1.3 本ガイドの適用に当たっての留意事項 ①～⑦ (略) ⑧ JEAG4601 以外で適用実績のある耐震設計に関連した規格及び基準等を以下に示す。 ・ (略) ・ (略) ・ (略) ・ (略) ・ (略) ・ (略)	1. 総則 1.1・1.2 (略) 1.3 本ガイドの適用に当たっての留意事項 ①～⑦ (略) ⑧ JEAG4601 以外で適用実績のある耐震設計に関連した規格及び基準等を以下に示す。 ・ (略) ・ (略) ・ (略) ・ (略) ・ (略) ・ (略)

(案)

- ・ (略)
- ・ (略)
- ・ 発電用原子力設備規格 設計・建設規格 ((社) 日本機械学会, 2005/2007/2012/2020)
- ・ (略)
- ・ (略)
- ・ (略)
- ・ (略)
- ・ (略)
- ・ (略)

⑨～⑪ (略)

2. 共通基本事項

2.1 耐震設計の基本方針

【審査における確認事項】 (略)

【確認内容】

耐震設計の基本方針については以下を確認する。

- (1) 上記①から⑤の耐震設計を実施するに当たって、JEAG4601、発電用原子力設備規格 設計・建設規格 ((社) 日本機械学会, 2005/2007/2012/2020) 又は発電用原子力設備規格 コンクリート製原子炉格納容器規格 ((社) 日本機械学会, 2003) を適用する場合は、「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」(昭和 56 年 7 月 20 日 原子力安全委員会決定、以下「昭和 56 年耐震設

- ・ (略)
- ・ (略)
- ・ 発電用原子力設備規格 設計・建設規格 ((社) 日本機械学会, 2005/2007)
- ・ (略)
- ・ (略)
- ・ (略)
- ・ (略)
- ・ (略)
- ・ (略)

⑨～⑪ (略)

2. 共通基本事項

2.1 耐震設計の基本方針

【審査における確認事項】 (略)

【確認内容】

耐震設計の基本方針については以下を確認する。

- (1) 上記①から⑤の耐震設計を実施するに当たって、JEAG4601、発電用原子力設備規格 設計・建設規格 ((社) 日本機械学会, 2005/2007) 又は発電用原子力設備規格 コンクリート製原子炉格納容器規格 ((社) 日本機械学会, 2003) を適用する場合は、「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」(昭和 56 年 7 月 20 日 原子力安全委員会決定、以下「昭和 56 年耐震設計審査指針」とい

(案)

計審査指針」という。)によるAsクラスを含むAクラスの施設をSクラスの施設と、昭和56年耐震設計審査指針による基準地震動S2、S1をそれぞれ基準地震動Ss、弾性設計用地震動Sdと読み替え、規制基準の要求事項に留意して用いていること。

(2) (略)

2.2・2.3 (略)

3. 建物・構築物に関する事項

3.1 (略)

3.2 荷重及び荷重の組合せ

【審査における確認事項】 (略)

【確認内容】

荷重及び荷重の組合せについては以下を確認する。

(1) 地震力以外の荷重

施設に作用する地震力以外の荷重は、規制基準の要求事項に留意して、以下に示す規格及び基準等に規定されている荷重を考慮していること。

- ・ (略)
- ・ (略)
- ・ (略)
- ・ (略)
- ・ (略)

う。)によるAsクラスを含むAクラスの施設をSクラスの施設と、昭和56年耐震設計審査指針による基準地震動S2、S1をそれぞれ基準地震動Ss、弾性設計用地震動Sdと読み替え、規制基準の要求事項に留意して用いていること。

(2) (略)

2.2・2.3 (略)

3. 建物・構築物に関する事項

3.1 (略)

3.2 荷重及び荷重の組合せ

【審査における確認事項】 (略)

【確認内容】

荷重及び荷重の組合せについては以下を確認する。

(1) 地震力以外の荷重

施設に作用する地震力以外の荷重は、規制基準の要求事項に留意して、以下に示す規格及び基準等に規定されている荷重を考慮していること。

- ・ (略)
- ・ (略)
- ・ (略)
- ・ (略)
- ・ (略)

(案)

- ・ (略)
- ・ (略)
- ・ (略)
- ・ 発電用原子力設備規格 設計・建設規格 ((社) 日本機械学会, 2005/2007/2012/2020)

(2) (略)

3.3～3.8 (略)

4. 機器・配管系に関する事項

4.1 使用材料及び材料定数

【審査における確認事項】 (略)

【確認内容】

使用材料及び材料定数については以下を確認する。

- (1) 「安全上適切と認められる規格及び基準等」として、適用可能な規格及び基準等を以下に示す。

- ・ (略)
- ・ 発電用原子力設備規格 設計・建設規格 ((社) 日本機械学会, 2005/2007/2012/2020)

(2) (略)

4.2 荷重及び荷重の組合せ

【審査における確認事項】 (略)

- ・ (略)
- ・ (略)
- ・ (略)
- ・ 発電用原子力設備規格 設計・建設規格 ((社) 日本機械学会, 2005/2007)

(2) (略)

3.3～3.8 (略)

4. 機器・配管系に関する事項

4.1 使用材料及び材料定数

【審査における確認事項】 (略)

【確認内容】

使用材料及び材料定数については以下を確認する。

- (1) 「安全上適切と認められる規格及び基準等」として、適用可能な規格及び基準等を以下に示す。

- ・ (略)
- ・ 発電用原子力設備規格 設計・建設規格 ((社) 日本機械学会, 2005/2007)

(2) (略)

4.2 荷重及び荷重の組合せ

【審査における確認事項】 (略)

(案)

【確認内容】

荷重及び荷重の組合せについては以下を確認する。

(1) 地震力以外の荷重

施設に作用する地震力以外の荷重は、規制基準の要求事項に留意して、以下に示す規格及び基準等を参考に、運転状態ごとに生じる荷重を考慮していること。

- ・ (略)
- ・ 発電用原子力設備規格 設計・建設規格 ((社) 日本機械学会, 2005/2007/2012/2020)

(2) (略)

4.3 許容限界

【審査における確認事項】 (略)

【確認内容】

許容限界については以下を確認する。

- (1) 「安全上適切と認められる規格及び基準等」として、適用可能な規格及び基準等を以下に示す。なお、Bクラス、Cクラスの機器・配管系の基準地震動 S_s による地震力に対する波及的影響の検討を実施する際の許容限界については、JEAG4601 又は既往の研究等を参考に設定していること。

- ・ (略)
- ・ 発電用原子力設備規格 設計・建設規格 ((社) 日本機械学会, 2005/2007/2012/2020)

(2) (略)

【確認内容】

荷重及び荷重の組合せについては以下を確認する。

(1) 地震力以外の荷重

施設に作用する地震力以外の荷重は、規制基準の要求事項に留意して、以下に示す規格及び基準等を参考に、運転状態ごとに生じる荷重を考慮していること。

- ・ (略)
- ・ 発電用原子力設備規格 設計・建設規格 ((社) 日本機械学会, 2005/2007)

(2) (略)

4.3 許容限界

【審査における確認事項】 (略)

【確認内容】

許容限界については以下を確認する。

- (1) 「安全上適切と認められる規格及び基準等」として、適用可能な規格及び基準等を以下に示す。なお、Bクラス、Cクラスの機器・配管系の基準地震動 S_s による地震力に対する波及的影響の検討を実施する際の許容限界については、JEAG4601 又は既往の研究等を参考に設定していること。

- ・ (略)
- ・ 発電用原子力設備規格 設計・建設規格 ((社) 日本機械学会, 2005/2007)

(2) (略)

(案)

4.4 (略)

4.5 構造設計手法

4.5.1 構造解析手法及び構造解析モデル

【審査における確認事項】 (略)

【確認内容】

構造解析手法及び構造解析モデルについては以下を確認する。

- (1) 構造解析手法及び構造解析モデルは、規制基準の要求事項に留意して、JEAG4601 又は発電用原子力設備規格 設計・建設規格 ((社) 日本機械学会, 2005/2007/2012/2020) の規定を参考に設定していること。

なお、機器・配管系の構造設計に当たっては、支持構造物を含む構成要素について、その変形状態が地震荷重の配分に及ぼす影響に留意する。

- (2) (略)

4.5.2 (略)

4.6 基準地震動 S_s による地震力に対する耐震設計

4.6.1 構造強度

【審査における確認事項】 (略)

【確認内容】

4.4 (略)

4.5 構造設計手法

4.5.1 構造解析手法及び構造解析モデル

【審査における確認事項】 (略)

【確認内容】

構造解析手法及び構造解析モデルについては以下を確認する。

- (1) 構造解析手法及び構造解析モデルは、規制基準の要求事項に留意して、JEAG4601 又は発電用原子力設備規格 設計・建設規格 ((社) 日本機械学会, 2005/2007) の規定を参考に設定していること。

なお、機器・配管系の構造設計に当たっては、支持構造物を含む構成要素について、その変形状態が地震荷重の配分に及ぼす影響に留意する。

- (2) (略)

4.5.2 (略)

4.6 基準地震動 S_s による地震力に対する耐震設計

4.6.1 構造強度

【審査における確認事項】 (略)

【確認内容】

(案)

構造強度については以下を確認する。

- (1) 機器・配管系の構造強度に関する耐震設計においては、規制基準の要求事項に留意して、JEAG4601 又は発電用原子力設備規格設計・建設規格（(社)日本機械学会，2005/2007/2012/2020）の規定を参考に、評価対象部位の応力評価、疲労評価及び座屈評価を行っていること。評価対象部位として、機器・配管系の耐震性を確認する上で必要な箇所を選定していること。
- (2) 機器・配管系の構造強度に関する耐震設計においては、規制基準の要求事項に留意して、地震力とそれ以外の荷重を組み合わせ、施設に生ずる応力等を算定し、それが JEAG4601 又は発電用原子力設備規格設計・建設規格（(社)日本機械学会，2005/2007/2012/2020）の規定を参考に設定された許容限界を超えていないこと。

なお、上記の荷重により塑性ひずみが生じる場合であっても、その量が微小なレベルにとどまって破断延性限界に対し十分な余裕を有し、その施設に要求される機能に影響を及ぼさないこと。

(3)・(4) (略)

4.6.2 (略)

4.7 弾性設計用地震動 S_d による地震力・静的地震力に対する耐震設計
【審査における確認事項】 (略)

【確認内容】

弾性設計用地震動 S_d による地震力・静的地震力に対する耐震設計

構造強度については以下を確認する。

- (1) 機器・配管系の構造強度に関する耐震設計においては、規制基準の要求事項に留意して、JEAG4601 又は発電用原子力設備規格設計・建設規格（(社)日本機械学会，2005/2007）の規定を参考に、評価対象部位の応力評価、疲労評価及び座屈評価を行っていること。評価対象部位として、機器・配管系の耐震性を確認する上で必要な箇所を選定していること。
- (2) 機器・配管系の構造強度に関する耐震設計においては、規制基準の要求事項に留意して、地震力とそれ以外の荷重を組み合わせ、施設に生ずる応力等を算定し、それが JEAG4601 又は発電用原子力設備規格設計・建設規格（(社)日本機械学会，2005/2007）の規定を参考に設定された許容限界を超えていないこと。

なお、上記の荷重により塑性ひずみが生じる場合であっても、その量が微小なレベルにとどまって破断延性限界に対し十分な余裕を有し、その施設に要求される機能に影響を及ぼさないこと。

(3)・(4) (略)

4.6.2 (略)

4.7 弾性設計用地震動 S_d による地震力・静的地震力に対する耐震設計
【審査における確認事項】 (略)

【確認内容】

弾性設計用地震動 S_d による地震力・静的地震力に対する耐震設計

(案)

については以下を確認する。 (1) 機器・配管系の強度評価における「安全上適切と認められる規格及び基準等」として、規制基準の要求事項に留意して、JEAG4601又は発電用原子力設備規格 設計・建設規格（(社)日本機械学会、2005/ <u>2007/2012/2020</u> ）の規定を参考に適用していること。 (2)・(3) (略)	については以下を確認する。 (1) 機器・配管系の強度評価における「安全上適切と認められる規格及び基準等」として、規制基準の要求事項に留意して、JEAG4601又は発電用原子力設備規格 設計・建設規格（(社)日本機械学会、2005/ <u>2007</u> ）の規定を参考に適用していること。 (2)・(3) (略)
--	--

別表第4 耐津波設計に係る設工認審査ガイド 新旧対照表

(下線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
【参考規格・基準類】 津波防護施設の設計に関連した規格及び基準類としては、以下があげられる。なお、下記の規格類以外でも技術的な裏付けがとられているものについては、適用性を検討した上で、支障が無ければ、使用することができる。 1)～14) (略) 15) 発電用原子力設備規格 設計・建設規格（(社)日本機械学会、2005/ <u>2007/2012/2020</u> ）	【参考規格・基準類】 津波防護施設の設計に関連した規格及び基準類としては、以下があげられる。なお、下記の規格類以外でも技術的な裏付けがとられているものについては、適用性を検討した上で、支障が無ければ、使用することができる。 1)～14) (略) 15) 発電用原子力設備規格 設計・建設規格（(社)日本機械学会、2005/ <u>2007</u> ）

別表第5 原子力発電所敷地内での輸送・貯蔵兼用乾式キャスクによる使用済燃料の貯蔵に関する審査ガイド 新旧対照表

(下線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
1. 総則 1.1・1.2 (略)	1. 総則 1.1・1.2 (略)

(案)

1.3 関連法規等

【規則等】 (略)

【解釈・ガイド】 (略)

【民間規格等】

- ・ (略)
- ・ (略)
- ・ (略)
- ・ 発電用原子力設備規格 設計・建設規格 (一社) 日本機械学会、
2005/2007/2012/2020
- ・ (略)
- ・ (略)
- ・ (略)
- ・ (略)
- ・ (略)
- ・ (略)
- ・ (略)
- ・ (略)
- ・ (略)
- ・ (略)
- ・ (略)
- ・ (略)
- ・ (略)
- ・ (略)
- ・ (略)

1.3 関連法規等

【規則等】 (略)

【解釈・ガイド】 (略)

【民間規格等】

- ・ (略)
- ・ (略)
- ・ (略)
- ・ 発電用原子力設備規格 設計・建設規格 (一社) 日本機械学会、
2005/2007/2012
- ・ (略)
- ・ (略)
- ・ (略)
- ・ (略)
- ・ (略)
- ・ (略)
- ・ (略)
- ・ (略)
- ・ (略)
- ・ (略)
- ・ (略)
- ・ (略)
- ・ (略)
- ・ (略)
- ・ (略)
- ・ (略)

(案)

1.4 (略)

1.4 (略)

別表第6 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づく使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイド 新旧対照表

(下線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
表4-2 検査(溶接に係る使用前事業者検査)の方法の例 実用炉施設の検査の方法の例を示す。 (表略) (注1)～(注3) (略) ※溶接に係る使用前事業者検査においては、原則、あらかじめ確認すべき事項と溶接施工した構造物に対する検査に区分し、設計及び工事の計画及び技術基準に基づき以下の事項及び工程ごとの検査を実施する必要がある。 (1) あらかじめ確認すべき事項に対する溶接に係る使用前事業者検査 ① (略) ② ①イに掲げる事項については、客観性を有する方法により溶接規格第2部に規定する<u>溶接施工法認証標準又は溶接施工法確認試験並びに技術基準第17条第15号(第31条及び第48条第1項において準用する場合を含む。)</u>並びに第55条第7号の解釈への適合性を確認すること。 ③ ①ロに掲げる事項については、客観性を有する方法により溶接規格第3部に規定する<u>溶接士技能認証標準又は溶接技能確認試験並びに技術基準第17条第15号及び第55条第7号の解釈へ</u>	表4-2 検査(溶接に係る使用前事業者検査)の方法の例 実用炉施設の検査の方法の例を示す。 (表略) (注1)～(注3) (略) ※溶接に係る使用前事業者検査においては、原則、あらかじめ確認すべき事項と溶接施工した構造物に対する検査に区分し、設計及び工事の計画及び技術基準に基づき以下の事項及び工程ごとの検査を実施する必要がある。 (1) あらかじめ確認すべき事項に対する溶接に係る使用前事業者検査 ① (略) ② ①イに掲げる事項については、客観性を有する方法により溶接規格第2部に規定する<u>溶接施工法認証標準並びに技術基準第17条第15号、第31条及び第48条第1項において準用する技術基準第17条第15号及び第55条第7号の解釈への適合性を確認すること。</u> ③ ①ロに掲げる事項については、客観性を有する方法により溶接規格第3部に規定する<u>溶接士技能認証標準及び技術基準第17条第15号及び第55条第7号の解釈への適合性を確認すること。</u>

(案)

の適合性を確認すること。 (2) (略) 別記 2 発電用原子炉施設における配管肉厚管理に対する留意事項 1. (略) 2. 配管分岐合流部の穴の周囲の肉厚管理について 配管分岐合流部の穴の周囲では、穴による板厚の欠損分を補う必要があることから、日本機械学会「発電用原子力設備規格 設計・建設規格」(JSME S NC1-2005/2007)、日本機械学会「<u>発電用原子力設備規格 設計・建設規格</u>」(JSME S NC1-2012)又は「<u>発電用原子力設備規格 設計・建設規格</u>」(JSME S NC1-2020)の規定を準用し、必要な穴の補強面積が確保されるように管理すること。 3. (略)	(2) (略) 別記 2 発電用原子炉施設における配管肉厚管理に対する留意事項 1. (略) 2. 配管分岐合流部の穴の周囲の肉厚管理について 配管分岐合流部の穴の周囲では、穴による板厚の欠損分を補う必要があることから、日本機械学会「発電用原子力設備規格 設計・建設規格」(JSME S NC1-2005/2007) <u>又は日本機械学会「発電用原子力設備規格 設計・建設規格」(JSME S NC1-2012)</u>の規定を準用し、必要な穴の補強面積が確保されるように管理すること。 3. (略)
--	--

別表第 7 建物・構築物の免震構造に関する審査ガイド 新旧対照表

(下線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
1. 総則 1.1・1.2 (略)	1. 総則 1.1・1.2 (略)

(案)

1.3 本ガイドの適用に当たっての留意事項

①～④ (略)

⑤ 実用発電用原子炉施設の耐震設計に係る審査において適用実績のある規格及び基準を以下に示す。本ガイドにおいては、以下の3つの「原子力発電所耐震設計技術指針」を総称して「JEAG4601」という。

- ・ (略)
- ・ (略)
- ・ (略)
- ・ (略)
- ・ (略)
- ・ 発電用原子力設備規格 設計・建設規格 ((社) 日本機械学会、2005/2007/2012/2020)
- ・ (略)
- ・ (略)

⑥～⑨ (略)

1.4 (略)

3. 免震構造物の設計に係る事項

3.1 (略)

3.2 荷重及び荷重の組合せ

【審査における確認事項】 (略)

1.3 本ガイドの適用に当たっての留意事項

①～④ (略)

⑤ 実用発電用原子炉施設の耐震設計に係る審査において適用実績のある規格及び基準を以下に示す。本ガイドにおいては、以下の3つの「原子力発電所耐震設計技術指針」を総称して「JEAG4601」という。

- ・ (略)
- ・ (略)
- ・ (略)
- ・ (略)
- ・ (略)
- ・ 発電用原子力設備規格 設計・建設規格 ((社) 日本機械学会、2005/2007)
- ・ (略)
- ・ (略)

⑥～⑨ (略)

1.4 (略)

3. 免震構造物の設計に係る事項

3.1 (略)

3.2 荷重及び荷重の組合せ

【審査における確認事項】 (略)

(案)

【確認内容】

荷重及び荷重の組合せについては以下を確認する。

(1) 地震力以外の荷重

免震構造物に作用する地震力以外の荷重は、規制基準の要求事項に留意して、以下に示す安全上適切と認められる規格・基準等に規定されている荷重が考慮されていること。

- ・ (略)
- ・ (略)
- ・ (略)
- ・ (略)
- ・ (略)
- ・ (略)
- ・ (略)
- ・ (略)

・ 発電用原子力設備規格 設計・建設規格 ((社) 日本機械学会、
2005/2007/2012/2020)

(2) (略)

3.3～3.5 (略)

【確認内容】

荷重及び荷重の組合せについては以下を確認する。

(1) 地震力以外の荷重

免震構造物に作用する地震力以外の荷重は、規制基準の要求事項に留意して、以下に示す安全上適切と認められる規格・基準等に規定されている荷重が考慮されていること。

- ・ (略)
- ・ (略)
- ・ (略)
- ・ (略)
- ・ (略)
- ・ (略)
- ・ (略)
- ・ (略)

・ 発電用原子力設備規格 設計・建設規格 ((社) 日本機械学会、
2005/2007)

(2) (略)

3.3～3.5 (略)